

足利市情報共有システム実施要領（土木工事）

（目的）

第1条 この要領は、足利市が発注する建設工事（営繕工事を除く）における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は該当各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

（2）受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（3）発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。

なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（4）工事帳票

本要領における工事帳票とは、栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいう。

具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した打合せ簿等も、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「署名・押印」と同等の記録が各工事帳票に記録されている必要がある。

（対象工事）

第3条 足利市が発注する建設工事において発注者が指定する工事を対象として、情報共有システムの利用を実施する。ただし、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認められた場合などは、実施しないことができる。

(機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能（PDF、SFCが表示可能なこと）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。なお、栃木県様式が定められている工事帳票が、「情報共有システム」で作成できない場合は、国土交通省の様式を準用することができる。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従来どおりの方法によるものとする。

(工事検査)

第7条 工事検査（工事完成検査、既済部分検査、中間検査）においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せず、電子データを利用し検査する。

(データ移管)

第8条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

(電子納品)

第9条 この要領に基づき作成した工事帳票等は、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

(利用に係る経費)

第10条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第11条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第12条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(その他)

第13条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。